

議案第51号

新座市と所沢市の行政境界に係る道路の管理に関する協議について

次のとおり新座市と所沢市の行政境界に係る道路を管理することについて議決を求める。

1 協議路線

新座市道第3049号線

所沢市道1-889号線

2 区間

協議路線上における新座市と所沢市の行政境界に係る地点から埼玉県所沢市大字坂之下字清中前鶴149番地先まで

3 管理の方法

道路の管理は、新座市及び所沢市が共同で行う。

4 費用の負担

道路の管理に要する費用のうち日常点検、清掃及び路面の応急処置に係る費用は新座市が負担し、修繕に係る費用は新座市及び所沢市が30対70の割合で負担する。

5 収入

道路の管理に伴う収入は、新座市の収入とする。

令和4年2月21日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

行政境界に係る道路の管理について所沢市と協議したいので、道路法第16条第2項ただし書の規定により、この案を提出するものである。